

いしかわスポーツマイレージ事業 業務委託仕様書

1 業務名称

いしかわスポーツマイレージ事業

2 概要

県民のスポーツに親しむきっかけづくりや継続して運動に取り組む習慣づくりを促進することを目的として、スマートフォンアプリ「いしかわスポーツマイレージ」（以下、「スマートフォンアプリ」という。）を活用したポイント事業を実施するもの。

3 業務の内容

(1) スマートフォンアプリを活用したポイント事業の実施に関すること

- ・委託契約締結の日から平成 31 年 1 月 15 日（火）までに開発し、試験的稼働が可能であること。
また、平成 31 年 3 月 15 日（金）までに稼働を開始すること。
- ・ウォーキングやスポーツ観戦などの取り組み（下表参照）に対してポイントを付与し、一定のポイントを獲得した者を対象に抽選で特典を提供するポイント事業を実施すること。なお、ポイント付与の対象とするスポーツイベントや大会等、及び付与するポイント数は、スポーツ振興課と調整をして決定すること。また、二次元コードの発行及びGPSの設定の業務も含めて行うこと。

想定するポイント付与の対象となる活動とポイント付与の方式

ポイント付与の対象	ポイント付与に活用するスマートフォンの機能	備考
スポーツをする（ウォーキング・ランニング）	歩数計機能	100歩=1ポイント 1日の上限100ポイント
スポーツを観る （ツエーゲン金沢、石川ミリオンスターズ、金沢武士団、PFUブルーキャッツ、北國銀行ハンドボール部ハニービー、金沢学院クラブ（バドミントン）の公式戦）	GPS機能	県内開催のみならず県外開催についてもポイント加算の対象とする
スポーツを観る （上記6チームの公式戦以	カメラ機能（二次元コード読み取り）	

外のスポーツのイベント、 大会、試合の観戦)		
スポーツを支える (スポーツイベントや大会 等のボランティア)	カメラ機能 (二次元コード 読み取り)	
各種健 (検) 診の受診 (特定健診、特定保健指導、 胃・肺・大腸・子宮・乳がん、 歯周疾患検診、骨粗鬆症検 診、肝炎ウイルス検診、人間 ドック)	アプリ内で受診した日時、 健 (検) 診の種類を入力	各健 (検) 診毎のポイント加 算は年 1 回まで
県や市町等が実施する健康 教室	カメラ機能 (二次元コード 読み込み)	

- ・特典の内容については、県の指示に従うこと。また、応募の受付や抽選、当選者との連絡調整についても、県に随時確認して行うこと。
- ・実施期間は2019年3月～2020年3月とし、第1回目の抽選は2020年4月の実施を予定しているので、これを考慮しつつ開発を行うこと。
- ・利用者が利用を開始する際に、居住地 (県内 19 市町・県外) を把握できるようにすること。
- ・参加方法、スマートフォンアプリのダウンロード方法や操作方法その他利用者からの問い合わせに対応するためのコールセンター業務を行うこと
- ・スマートフォンアプリの通知機能を使用し、企画に関する情報やスポーツ観戦・イベント情報の提供などを随時行うこと。なお、通知内容については県に随時確認して行うこと。
- ・個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報の取扱いに係る特記事項」を遵守すること。
- ・スマートフォンアプリについて、iOS 及び Android のバージョンアップに応じて運用に支障がないよう随時保守を行うこと。
- ・スマートフォンアプリにおけるセキュリティ対策について随時保守を行うこと。

(2) 協賛企業等が提供するキャンペーン機能の付与に関すること

- ・短期的な目標達成を促すことを目的に、協賛企業等が設定する条件 (5日間連続で5000歩達成など短期的に達成しやすい目標を設定) を達成した際、ポイントに加えて協賛企業が提供するクーポン券などのインセンティブを獲得できる機能を実装すること。

なお、可能な限り汎用性のある仕組みとすること。

- ・改修にあたっては、あらかじめ画面デザインや画面遷移などを県に提案し、県の下承を得てから改修作業に着手すること。
- ・iOS 版と Android 版の両方の改修を行うこと。

4 予算額（上限）

7,200 千円

5 留意事項

- ・事業の実施においては、県に対して緊密に進捗状況等を報告、確認し、県の指示のもと必要に応じた修正を随時行うこと。
- ・成果物に関する著作権、著作隣接権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は県の保有とすること。
- ・成果物については、原則として石川県が複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすることができること。但し、制作の都合上やむを得ず、著作権等を石川県に譲渡できない写真、文書等を使用する場合は、事前に申し入れを行い、県の下承を得ること。石川県に著作権等を帰属させることができない写真、文章等の二次利用については、その都度、県と協議すること。
- ・特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を使用するときは、受託者がその使用に関する一切の責任を負うこと

6 業務委託期間

契約締結の日から平成 31 年 3 月 31 日まで